故に吾等は決して好んで平和を攪乱せんとするものではない。吾等は唯正当なる生存権を主張せんとするに過ぎない。夫れに何ぞや頑迷暴戻飽くなき役員は吾××と××とを以て脅ひ月餘に亘る今日尚未だ解決の曙光さへも見えず。役員たりし者は譲歩の道を知らず吾等又何をか以て是れに對抗せん。吾等は全く極度に疲労させらるゝとは最も事茲に至つては我等の尊き犠牲に對しても吾等は此の争議を単なる労働争議として認める事は能はざる困絶となり。役員等暴虐なる資本家が吾等無産階級をして永劫に彼等の鉄鎖下に奴隷としての屈従に甘んぜしめんとする戦宣の布告であり。階級意識に目醒めた不正不義を排撃し人間が人間として生存し得らるゝ社会を招来せんとする吾等を撲滅せんが為めにする役員が吾等に對する挑戦であると為すより他に途なきを知る。若しも茲に至らんか吾等は吾等自身を護り並みに民衆の自由と幸福の為めに残忍なる階級制と差別的生産と合理とを支持する役員資本家に對して吾等の血の最後の一滴に至るまで凡ゆる手段を尽して飽くまで抗争する。最後に吾等は徒らに流血の惨を希ふ者にあらず好んで平和を攪乱せんとするものにあらざることを再び此處に言明する。

同志諸君無産者諸君 諸君は必らず吾等の要求が正当にして而して吾等の採りつゝある手段が此の非難なき公然採らねばならぬ道を採りつゝあるに過ぎざる事を了解せらるゝであらう。而して有形無形に絶大の援助を吾等に給はらん事を衷心より切望して熄まざるものである。

大正十五年十月十一日

全國労働組合自由聯合會

日立從業員組合

争議團本部

東京、小松川、四ノ八二

第608

勞秘第二三四三號

大正十五年十月二十一日

警視總監 太田政弘

内務大臣 濱口雄幸殿

社會局長官 長岡隆一郎殿

京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 福岡 茨城 各府縣知事殿

東京地方裁判所檢事正殿

日立製作所勞働爭議ニ關スル件（第十三報）

一 爭議團本部ノ狀況